

第4章 今後の公共施設の方向性

1. 資産の有効活用の必要性及び判断の視点

本市の公共施設は、行政コストの面からも保有する資産の面からも、大きな比重を占めています。従って、これらを有効に活用すれば、行政コストを削減しながら、行政サービスを更に向上させることも可能になります。これらのことから、公共施設を単に運営するのではなく、「経営」にシフトする考え方が必要となります。

今後、限られた予算や資産を有効に活用していくために、社会情勢の変化や市民ニーズを踏まえ、次の4つの視点から検討を行うとともに、維持管理経費の低減や長寿命化に向けて、計画的に公共施設の修繕、改修等を行っていく必要があります。

資産の有効活用に関する4つの視点			
① 用途・利用形態の 視点	<ul style="list-style-type: none"> ・各部門横断的利用 ・利用機能の見直し ・他用途への転用 	③ スペースの有効活 用の視点	<ul style="list-style-type: none"> ・スペースの有効活用 ・共用化・集約化
② 運営形態の視点	<ul style="list-style-type: none"> ・自ら運営 ・アウトソーシング (民営化・指定管理者制度等) 	④ 施設配置の視点	<ul style="list-style-type: none"> ・施設の集約化 ・統廃合

① 用途・利用形態の 視点	<ul style="list-style-type: none"> ・各部門横断的利用 ・利用機能の見直し ・他用途への転用 	③ スペースの有効活 用の視点	<ul style="list-style-type: none"> ・スペースの有効活用 ・共用化・集約化
② 運営形態の視点	<ul style="list-style-type: none"> ・自ら運営 ・アウトソーシング (民営化・指定管理者制度等) 	④ 施設配置の視点	<ul style="list-style-type: none"> ・施設の集約化 ・統廃合

① 用途・利用形態の視点

市民ニーズと施設の目的や機能に差異が生じている場合、利用方法や機能の見直し、市民ニーズが高い用途への転用などについて、必要に応じ検討を行います。

■ 地区市民センター

- ・地域社会の拠点となる施設ですが、施設別では利用件数に差が生じており、より機能性や利便性の向上を図るため、地域社会づくりの拠点としての地区市民センターのあり方を総合的に検討する必要があります。

■ 健康増進センター

- ・健康度測定や総合体力測定などの利用数が低く、事業運営・施設にかかるコストも大きいことから、他用途への転用など効果的な活用方法を検討する必要があります。

■ 図書館

- ・中央図書館としての機能を持つ図書館は、利用者数も増加しておりますが、市民ニーズを踏まえた快適な読書環境の整備や機能充実を図っていく必要があります。情報化の進展などを十分に見定めるとともに、公共施設の跡地活用なども視野に入れ、具体的な立地場所の選定ののち新図書館に関する整備構想を策定します。

② 運営形態の視点

施設の運営において、法律等による制約がない場合、受け皿となる民間事業者の有無や運営経験、ノウハウ等を踏まえ、市民サービスの向上や運営コストの低減等を図るため、民営化など運営形態の見直しについて検討を行います。

■公共施設全体

- ・施設の運営形態については、民営化や指定管理者制度、直営のうち最適な手法を検討し、市民サービスの向上や運営コストの低減に努める必要があります。

③ スペースの有効活用の視点

施設内の各諸室において利用状況に差異が生じている場合、社会情勢の変化や市民ニーズを踏まえ、施設内スペースの有効活用について検討を行います。

■あさけプラザ、総合会館、本町プラザ、なやプラザ

- ・施設内において利用度の低い諸室を有効活用したり、利用度の高い機能へ転換したりすることで、スペースの効率的利活用を検討する必要があります。

■小学校・中学校

- ・老朽化した施設の改築や大規模改修を行う際には、時代のニーズに応じた教育環境（多目的教室、オープンスペース等）を考慮して整備を行う必要があります。

④ 施設配置の視点

同一の目的を持った複数の施設を統廃合することにより、効果的・効率的な管理運営が可能であることから、適正な施設配置のあり方について検討を行います。また、それにより遊休化した施設について、転用、利活用について検討します。

■小学校・中学校

- ・学校規模の適正化に関する基本的な考え方にに基づき、児童生徒数に応じた最適な教育環境の整備に努めるとともに、統廃合の結果、遊休化する施設については有効活用を検討する必要があります。

■スポーツ施設（プール、テニスコート等）

- ・プールやテニスコートなど市内に複数ある施設については、施設ごとの利用状況や運営コストに差が生じていることから、機能移転や廃止も含め、効率的・効果的な運営の観点からあり方を検討する必要があります。

■老人福祉センター（中央老人福祉センター、西老人福祉センター）

- ・開設から30年以上経過する老人福祉センター2施設について、全体的に利用者数は減少傾向にあり、求められる機能や市の介護予防施策との関連など施設を取り巻く環境の変化を踏まえ、あり方を総合的に検討する必要があります。

2. 建物のライフサイクルを通じた有効活用

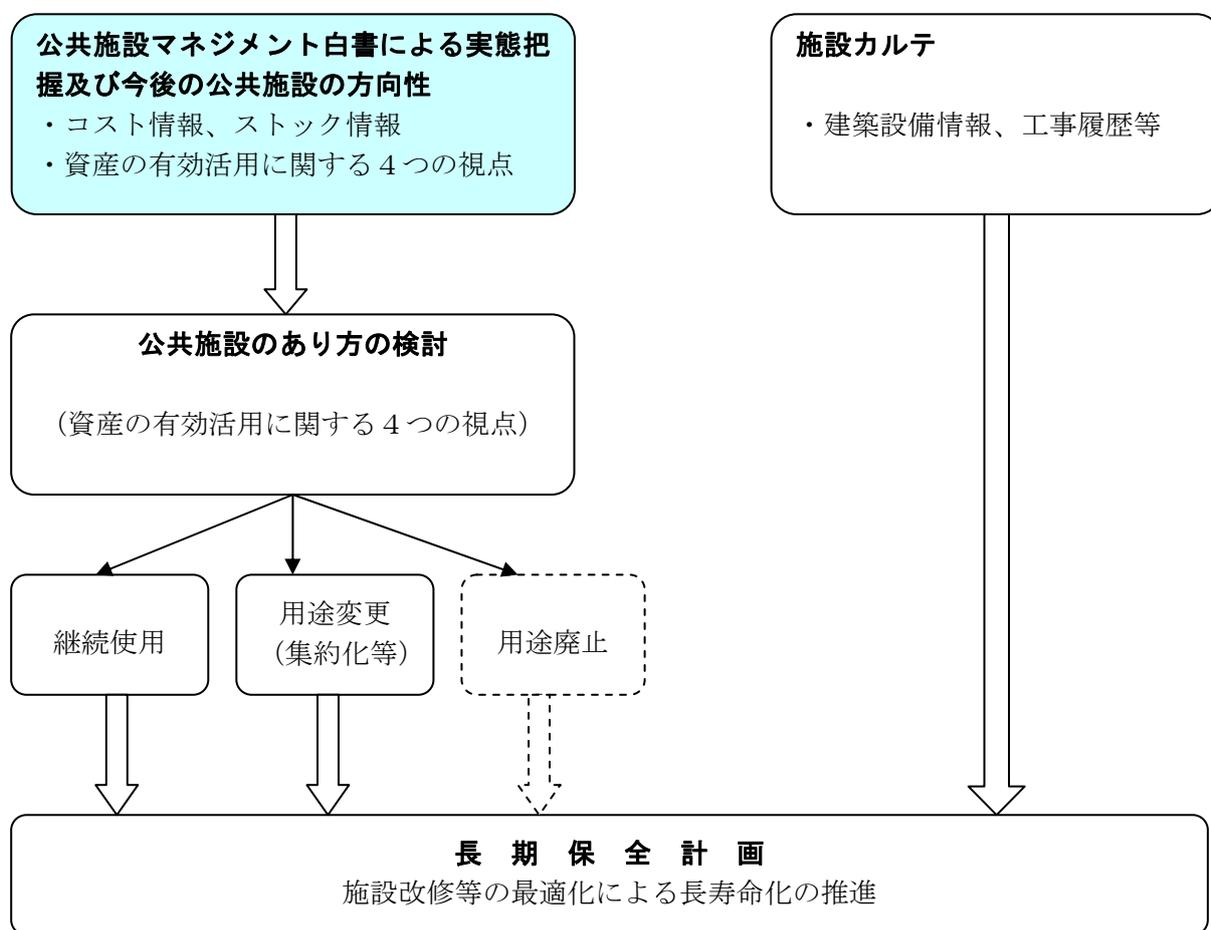
前述の4つの視点による検討・見直しを絶えず行い、機能を維持することが必要な施設については、個々の施設の整備計画を策定する際に整備内容、時期について計画の最適化を図り、建物の長寿命化を推進します。

また、建替えの時期を迎えている施設については、ライフサイクルコストの観点から施設更新を行い、市民ニーズへの対応や高機能化による利用促進を図ります。

3. 今後のストックマネジメント事業の進め方

今回、主に市民がよく利用する施設について、コスト情報（事業運営・施設の維持管理にかかるコスト）とストック情報（建物状況、利用状況、運営状況）の両面から実態把握を行い、「公共施設マネジメント白書」として明らかにしました。その結果、コスト面では年間どのくらいかかっているのか、施設面ではどれだけ老朽化しているのか、利用面ではどの程度利用されているのか、運営は効率的になされているのかなど様々なことが明らかになりました。

今後は、これらの実態把握をもとに、市全体で前述の4つの視点による検討・見直しを行い、継続使用、用途変更・廃止など、その公共施設のあり方を判断していきます。そして、今後も機能を維持することが必要な施設については、施設改修等の内容や時期について最適化を図るための長期保全計画を策定し、建物の長寿命化を推進します。



4. 用語集

普通会計	予算・決算書数値とは若干異なり、自治体間の財政状況を比較・分析できるようにするために総務省が定める統計上便宜的に用いられる会計。
自主財源	地方公共団体が自主的に収入することができる財源 具体的には、市税、分担金及び負担金、使用料、手数料、財産収入、寄附金、繰入金、繰越金、諸収入が該当。
依存財源	国や県から交付される財源。 具体的には、地方交付税、国庫支出金、県支出金、地方譲与税、市債など。
投資的経費	その支出の効果が資本の形成のためのものであり、将来に残る施設等を整備するための経費。普通建設事業費など。
扶助費	社会保障制度の一環として、現金や物品などで支給される費用。 生活保護法・児童福祉法・老人福祉法などの法令に基づくもののほか、医療費助成の公費負担など市の施策として行うものも含まれる。
行政財産	市が行政サービスを行うことを目的として保有している財産（土地・建物）。
普通財産	行政財産以外の財産。 特定の行政サービスを行っていない土地・建物。
耐震基準	建物等の構造物が最低限度の耐震能力を示す基準。 現行の耐震基準（新耐震基準）は1981年に改正された基準。
大規模改修	経年劣化に伴う修繕と建築当初の機能・性能を上回る機能向上を伴う改修工事。
大規模修繕	経年劣化に伴う修繕。 劣化した部分を建築当初の機能・性能に回復する工事。
事務事業	施策や目的を実現するために行う日々の業務。
建物総合評価	建物の物理的状況（建物の安全性、維持管理にかかる費用の効率性）を容易に判断し、施設整備の優先度を把握するための手法。 建物の老朽化状況、法改正や時代のニーズの変化に対応するための改善状況、維持管理に必要な経常的経費（光熱水費等）の状況を把握する。
バリアフリー	高齢者や障害者を含め、誰でも利用できるように障害を除く施策。 建物のバリアフリー対応として、多目的トイレの設置などがある。
稼働率	施設の利用度合いを示す指標。 保有部屋数と時間区分から各施設の年間利用可能コマ数を算出し、年間利用可能コマ数と1年間の利用件数より求める。
トータルコスト	人件費や事業費等の事業運営にかかるコストや光熱水費、各所修繕費等の施設にかかるコスト、減価償却費等、行政サービスにかかる全ての費用。
事業運営にかかるコスト	人件費やそこで行われている事業費、事業にかかる消耗品等のコスト。

施設にかかるコスト	行政サービスが行われている施設を維持管理していくために必要なコスト。 光熱水費や各所修繕費、清掃・警備等の委託費、賃料等。
各所修繕費	窓ガラスの破損等比較的小規模な修繕にかかるコスト。
減価償却費	企業会計で用いられ、使用や時の経過による建物等の価値減少分を「コスト」として計上する手法で、一般的な官庁会計（現金主義会計）では用いない手法。 本白書では、価値減少分をコストとしてみなすことにより、計画的な施設整備につながるため、トータルコストとして仮定している。
指定管理者制度	従来、自治体や外郭団体に制限されていた一部の公共施設の管理運営に、株式会社やNPOといった民間事業者も参入できる制度。 本市では、総合会館の集会施設のほか、文化会館や四日市ドーム、運動施設（スポーツ施設）等で導入している。